



平成25年10月24日

各 位

記者説明会開催のご案内

知的財産権でロゴマーク・キャッチフレーズ・
産地表示をどこまで保護できるのか

- なぜ「富士山」の名前をつけた商品を売ると、商標権侵害の可能性があるの？？
 - なぜJRは特急列車の愛称を商標登録出願しているの？？
 - 「おんせん県」という用語を使用する際、何に気をつけなければならないの？？
- これらは、商標法、不正競争防止法を読み解くことで答えが見えてきます。

富士山の世界文化遺産登録や北陸新幹線の新名称決定、さらには観光キャッチフレーズ「おんせん県おおいた」など、様々なニュースの中で「商標」「商標権」という言葉が登場、今後も様々な場面でこのキーワードが登場することが見込まれます。

そこで今回の説明会では、知的財産の専門家である弁理士が、様々な事例を題材として、商標法、不正競争防止法で保護できる範囲をわかり易く概説します。

皆様におかれましては、ご多忙のことと存じますが、万障お繰り合わせのうえ、ご出席くださいますようお願いいたします。

なお、準備の都合上ご出席いただけます方におかれましては、10月28日（月）までに下記連絡先までご一報くださいますようお願い申し上げます。

記

■日 時 平成25年10月30日（水） 14:00～15:00

■場 所 日本弁理士会 14-A会議室

(〒100-0013 千代田区霞が関3-2-6 東京俱楽部ビル14階)

■スピーカー 日本弁理士会 商標委員会 第2委員会 委員長 佐藤 俊司

■連絡先 事務局 広報・支援・評価室 石本、高橋

(TEL:03-3519-2361／FAX:03-3519-2706／E-mail:kouhou@jpaa.or.jp)

以上